

西条市本谷温泉事業経営戦略

団 体 名 : 西条市

事 業 名 : 観光施設事業(休養宿泊施設)

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 度	平成6年度
事 業 の 種 類	観光施設事業 (休養宿泊施設)	施 設 名	西条市本谷温泉館 本谷源泉施設
職 員 数	0人 (指定管理者職員 13人)		
事 業 の 内 容	本谷温泉館は、市民の福祉の向上と健康の増進を図るとともに、市の観光振興に寄与することを目的に設置しており、平成18年度から指定管理者制度による管理運営を行っている。 なお、本谷源泉については、本谷温泉館での利用のほか、有料で宿泊施設等への配湯を行っている。		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	—	
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度による管理運営を行っており、利用料金制を採用している。	
	ウ PPP・PFI	—	

(2) 料金形態

料金の概要・考え方	<p>(1)本谷温泉館 料金は、西条市本谷温泉館設置及び管理条例の規定に基づき、条例の定める金額の範囲内で指定管理者が設定している。 料金の水準については、近隣自治体や市内類似施設の状況等を考慮して設定している。</p> <p>【入浴料】 ・大人(中学生以上)500円 / 回数券(12枚綴り)5,000円 ・小人(3歳以上小学生以下)250円 / 回数券(12枚綴り)2,500円 ・3歳未満 0円 ・大人(65歳以上)400円 / 回数券(12枚綴り)4,000円 ・障害者大人 400円 / 回数券(12枚綴り)4,000円 ・障害者小人(小学生以下) 150円 ・家族風呂 2,200円(1時間以内) / 1時間追加につき1,500円 ・家族風呂(障害者1名以上)1,700円 / 1時間追加につき1,500円</p> <p>【使用料】 ・研修室(1時間)1,100円 ・多目的室(1時間)900円</p> <p>【宿泊料】※現在は宿泊事業休止中 ・大人(中学生以上)平日5,500円 / 休前日等6,500円 / 特別期間(GW、お盆、年末年始)7,500円 ・小人(3歳以上小学生以下)平日2,750円 / 休前日等3,250円 / 特別期間(GW、お盆、年末年始)3,750円 ・3歳未満 0円</p> <p>(2)本谷温泉施設 料金は、本谷温泉使用条例及び施行規則の規定に基づき、設定している。</p> <p>【温泉使用料】 ・使用料は、1立方メートル当たり120円以内で設定</p>	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和2年4月1日	

(3) 現在の経営状況

年間利用状況	R1 (宿泊者数 122,480人 1,763人) (休憩利用者数 120,717人)	R2 (宿泊者数 19,379人 0人) (休憩利用者数 19,379人)	R3 (宿泊者数 75,645人 0人) (休憩利用者数 75,645人)
収益的収支比率	R1 62.2%	R2 45.5%	R3 59.8%
経費回収率	R1 51.7%	R2 20.4%	R3 46.5%
他会計補助金比率	R1 10.5%	R2 25.2%	R3 13.4%
企業債残高対料金収入比率	R1 389.4%	R2 2789.0%	R3 602.5%
<p>【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】 上記経営状況については、各年度の決算統計の数値であり、本谷温泉事業特別会計の決算と指定管理者の決算を合算したものとなっている。 収益的収支比率及び経費回収率は、いずれも100%に満たず、低水準で推移している。主な要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者数の減少や臨時休館(R2.4.1～R2.12.31)等による利用料金収入の減少、設備等の老朽化に伴う修繕料や燃料費等のコスト増加が考えられる。 他会計補助金比率について、本谷温泉事業特別会計における収入は、宿泊施設等の温泉使用料及び自動販売機の電気使用料等であり、毎年度、一般会計からの繰入により、経営を継続している状況である。</p>			

【用語説明】

○収益的収支比率: (総収益)/(総費用+地方債償還金) × 100

料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているのかを表す指標。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示している。

○経費回収率: ((料金収入+その他営業収益)/(営業費用+営業外費用+地方債償還金)) × 100

配湯と温泉館の総費用(地方債償還金を含む)をどの程度総収益で賄えているかの指標。100%を下回ってる場合、修繕等の費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味する。

○他会計補助金比率: (他会計繰入金)/(総費用+地方債償還金) × 100

配湯や温泉館の総費用(地方債償還金を含む)が一般会計からの繰入金等によってどの程度賄われているのかを表す指標。数値が高くなるほど一般会計からの依存度が高くなることを意味している。

○企業債残高対料金収入比率: (地方債残高/料金収入) × 100

料金収入に対する企業債残高(地方債残高)の割合であり、企業債残高(地方債残高)の規模を表す指標。

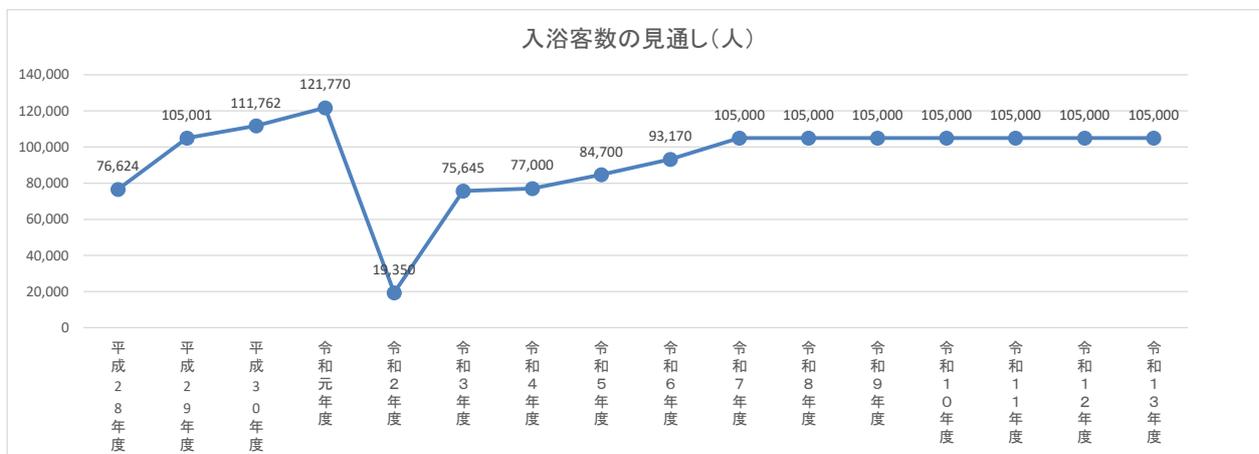
2. 将来の事業環境

(1) 入浴客数の見通し

利用者に対し、魅力ある場と独自のサービスを提供するなど、指定管理者による創意工夫と経営努力により、平成30年度から令和元年度においては、入浴客数が増加傾向であったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大幅に減少している。

直近の利用者数の推移を勘案すると、コロナ禍に伴う行動制限が緩和されたことを受け、徐々に増加傾向にあり、令和6年度から令和7年度にかけて、コロナ禍前の水準まで回復していくと見込んでいる。

なお、現在、宿泊業務については休止中である。



※平成28年度は改修工事のため6月1日から12月16日まで休館

※平成29年度はレジオネラ属菌検出により、4月28日から6月8日まで休館

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため、4月1日から12月31日まで休館

(2) 料金収入の見通し

本谷温泉事業特別会計における収入は、近隣施設への配湯による温泉使用料と本谷温泉館内の自動販売機の電気使用料等であり、温泉使用料については、コロナ禍の影響に伴う落ち込みや多少のばらつきはあるものの平成29年度以降で平均約1,089千円、電気使用料等については、平均約55千円で推移している。今後も同様の傾向で推移していくものと見込んでいる。

(3) 施設の見通し

本谷温泉館については、平成28年度に設備の老朽化に伴い、約315,000千円の改修工事を施して、リニューアルオープンしている。今後は、施設の老朽化が進む中、予防保全による長寿命化も含め、指定管理者と連携を図りながら、計画的に修繕等を実施していくこととする。

本谷源泉配管については、昭和30年前後に施工され、配管約14kmのうち、石綿管や鉄管が現存利用されており、経年劣化による漏水が多発している。漏水等による温泉水の供給停止は、配湯先施設の運営に支障をきたすことから、今後、計画的に配管の敷設替え修繕を行うとともに、現状3カ所の設置となっているドレンバルブを複数台増設し、漏水箇所の早期発見を可能とする体制を整えていくこととする。

(4) 組織の見通し

指定管理者制度による管理運営を行っており、本谷温泉館における職員の配置はしていない。
指定管理者の勤務形態については、社員2名とパート職員11名を配置しており、緊急時に対応できる体制を整えている。今後も人員の適正配置等により、施設サービスの質の向上とともに、人件費の抑制を図っていく方針である。

3. 経営の基本方針

本谷温泉館は、現在、指定管理者制度による管理運営を行っており、民間事業者が有するノウハウを活用することで、市民サービスの向上と安定した運営を図ることとしている。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者数が大幅に減少する中、施設の老朽化に伴う修繕や燃料費をはじめとした維持管理コストの増大等により、厳しい経営状況にあることを踏まえ、「伊予の三湯」と称される当市の重要な地域資源を将来にわたって維持・存続させながら地域振興や観光誘客を含めた交流人口の拡大につなげるためには、民間事業者の有する企画力、資金力等を活用することが適切と考え、同館について、民間事業者への譲渡等を検討している。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり
 (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
 ① 収支計画のうち投資についての説明

投資・財政計画については、本谷温泉事業特別会計の計画を記載している。本谷温泉館については、令和5年度から令和7年度までの間に、民間事業者への譲渡等を検討していることから、令和8年度以降、民間事業者による経営に移行されたものと想定し、策定している。

収支計画のうち投資について、本谷温泉館は、平成28年度に大規模改修によるリニューアルを行っており、今後10年以内での大規模な改修等は予定していないが、今後も適切な維持管理に努め、定期的な点検を行いつつ、施設の長寿命化を図ることとする。本谷源泉については、源泉の安定供給を図るため、今後、計画的に既設配管の敷設替えや漏水箇所の早期特定を行える体制を整える必要がある。

- ② 収支計画のうち財源についての説明

利用料金制による指定管理者制度を導入しているため、本谷温泉事業特別会計としての収入は、主に配湯先施設からの温泉使用料となっており、施設の維持管理及び運営等に係る経費に対する不足額については、一般会計からの繰入金を充てることとしている。

- ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

特筆すべき事項はなし。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

- ① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	本谷温泉館については、民間事業者への譲渡等を検討している。
投資の適正化	指定管理者による定期的な点検・メンテナンス等を促し、早期に対策が必要な箇所を把握しながら、計画的な修繕等を行っていくこととする。
その他の取り組み	なし

- ② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金	安定的な施設運営を図るため、社会経済情勢等総合的に判断し、適正な料金体系について検討する。
稼働率・利用者数	指定管理者と連携し、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による行動変容、更には周辺の温浴施設との競合など、社会情勢や顧客ニーズの多様化による利用需要の変化に対応を図りながら、新規利用者の確保につなげていく。
繰入金	施設の維持・継続及び安定経営を図るため、一般会計からの繰り入れを行っていくこととするが、経費の適正化を進めること等により、繰入金の抑制に努める。
資産の有効活用等による収入増加の取組	本谷温泉施設の適正管理を行うことにより、既存の配湯先に対し、安定且つ継続的に供給していくこととする。
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	本谷温泉館については、指定管理者制度(利用料金制)による管理運営を行っている。本谷源泉については、貯水タンクの清掃及び点検等を民間企業に委託し、衛生環境の向上に努めている。
管 理 運 営 費	本谷温泉館に係る一定規模以上の修繕と本谷源泉施設に係る修繕を経常的経費として見込むが、老朽化が進んでいる施設・設備等があることから、突発的なトラブル等への対応も必要であると考えている。
そ の 他 の 取 組	なし

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本事業は、配湯や入浴サービス等の提供により、施設の設置目的である市民の福祉の向上と健康の増進を図るとともに、市の観光振興に寄与している。今後も市民や観光客が安心して利用していただける環境を提供していく。
公営企業として実施する必要性	本谷温泉館事業については、市民の福祉の向上と健康の増進を図るとともに、市の観光振興に寄与することを目的とし、公営企業として実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者数が大幅に減少する中、施設の老朽化に伴う修繕や燃料費をはじめとした維持管理コストの増大等により、厳しい経営状況にあること等を踏まえ、「伊予の三湯」と称される当市の重要な地域資源を将来にわたって維持・存続させながら地域振興や観光誘客を含めた交流人口の拡大につなげるためには、民間事業者の有する企画力、資金力等を活用することが適当と考え、同館について、民間事業者への譲渡等を検討している。 譲渡後においても、上記目的を達成するためには、本谷温泉館等への安定的な配湯は必要であると考えており、配湯事業については、引き続き公営企業として実施する必要がある。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は10年間の計画としているが、毎年度進捗管理を行うとともに、社会経済情勢の変化等により必要と認める場合については、随時見直しを検討する。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

年 度		令和2年度	令和3年度	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
区 分														
収益的収入	1 総 収 益 (A)	17,966	19,932	16,543	22,782	22,688	22,593	2,791	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	
	(1) 営 業 収 益 (B)	877	4,889	1,086	1,086	1,086	1,086	2,188	2,188	2,188	2,188	2,188	2,188	
	ア 料 金 収 入	854	1,098	1,000	1,000	1,000	1,000	2,188	2,188	2,188	2,188	2,188	2,188	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	23	3,791	86	86	86	86							
	(2) 営 業 外 収 益	17,089	15,043	15,457	21,696	21,602	21,507	603	532	532	532	532	532	
	ア 他 会 計 繰 入 金	17,089	15,043	15,457	21,696	21,602	21,507	603	532	532	532	532	532	
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	17,966	19,932	16,543	22,782	22,688	22,593	2,791	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	
	(1) 営 業 費 用	17,332	19,391	16,096	22,428	22,428	22,428	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	
ア 職 員 給 与 費														
ウ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他	17,332	19,391	16,096	22,428	22,428	22,428	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720		
(2) 営 業 外 費 用	634	541	447	354	260	165	71							
ア 支 払 利 息	634	541	447	354	260	165	71							
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
ウ ち 資 本 費 平 準 化 償 分														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)														
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	38,216	38,309	38,403	38,496	38,590	77,463							
	(1) 地 方 債 償 還 金													
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 償 還 金													
	(2) 他 会 計 補 助 金	38,216	38,309	38,403	38,496	38,590	77,463							
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	38,216	38,309	38,403	38,496	38,590	77,463							
(1) 建 設 改 良 費														
ウ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	38,216	38,309	38,403	38,496	38,590	77,463								
ウ ち 資 本 費 平 準 化 償 還 金														
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)														
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)														
積 立 金 (K)														
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)														
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)														
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)														
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	32	34	30	37	37	23	100	100	100	100	100	100	100	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	877	4,889	1,086	1,086	1,086	1,086	2,188	2,188	2,188	2,188	2,188	2,188		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	231,261	192,952	154,549	116,053	77,463									

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		令和2年度	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分													
収益的収支分	収益的収支分	17,089	15,043	15,457	21,696	21,602	21,507	603	532	532	532	532	532
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金												
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	17,089	15,043	15,457	21,696	21,602	21,507	603	532	532	532	532	532
資本的収支分	資本的収支分	38,216	38,309	38,403	38,496	38,590	77,463						
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金												
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	38,216	38,309	38,403	38,496	38,590	77,463						
合 計		55,305	53,352	53,860	60,192	60,192	98,970	603	532	532	532	532	